

平成26年度里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査委託業務公募要領

1. 事業の目的及び内容

二酸化炭素削減目標の達成には、地域特性に応じた施策の推進が不可欠であり、地域主導の対策の検討・実施を円滑に進めるには、再生可能エネルギー等の普及拡大を迅速化するための基礎情報の整備や、関係者を巻き込んだ事業化に向けた検討の支援が必要である。

そのため、本業務は、地方公共団体や民間事業者による地域における再生可能エネルギーの導入等の低炭素地域づくりのための事業化に向けた調査の実施及び計画の策定を行い、その成果の普及を図ることを目的とする。

事業実施にあたっては、以下の内容を検討するものとする。

- ・里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を有する地域における、生物多様性保全に資する再生可能エネルギーの導入等、低炭素地域づくりのための事業化計画の策定
 - ・事業化計画の策定にあたっての事業実現の可能性調査（FS調査）
 - ・FS調査結果に基づく事業化計画の普及に向けた方策の検討
- ※上記調査の他、事業化計画の策定に必要な調査を実施することは差し支えない。

2. 公募対象及び要件

(1) 公募対象

里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を有する地域において、再生可能エネルギーの導入等の低炭素地域づくりのための設備導入に向けた調査の実施及び計画の策定を対象とする。

(2) 公募対象の要件

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第2項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。以下「実行計画」という。）における位置づけがなされている事業若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であり、又は生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画に位置づけられている事業若しくはそれらの環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって、以下の要件を全て満たす取組であること。

- ・低炭素・自然共生型地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること
- ・地域コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、取組の継続が見込まれること
- ・生物多様性の保全に資する事業であること

3. 応募対象者

本事業に応募できるのは、以下のいずれかによることとする。

- ・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ・民間企業
- ・独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行

政法人

- ・ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ・ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・ 法律により直接設立された法人
- ・ その他環境大臣の承認を得て適当と認める者（法人である者に限る。）

4. 採択基準と方法

(1) 一般公募を行い、選定する。

(2) 応募者から提出された応募書類について、書面審査及び審査委員会による審査を行う。

審査委員会は、書面審査を通過した応募書類について、5. に記載する評価項目及び採点表（別添1）に基づき厳正に審査を行い、採択事業を決定する。審査に当たっては、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合がある。

5. 選定における審査項目について

対象事業者の選定における審査項目は、以下のとおりとし、総合的に審査するものとする。

(1) 書面審査における審査項目

- ・ 必要な内容が記載されているか。
- ・ 必要書類が添付されているか。

(2) 審査委員会における審査項目

次のような観点からすぐれていると判断された取組を選定する。

- ・ 実行計画又は、環境に係る計画における位置づけがなされている事業若しくは実行計画又は、環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業に係る調査であるか。
- ・ 調査の目的・位置づけが明確であり、実行計画又は、環境に係る計画に基づく取組の推進に資するものであるか。
- ・ 具体的かつ詳細な調査内容であり、低炭素地域づくり及び生物多様性保全に資する事業の実行化計画の策定、事業性・採算性の把握に資するものであるか。
- ・ 事業スケジュール、推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれるか。
- ・ 調査後における事業化可能性が高いと見込まれるか。

6. 応募の方法について

(1) 応募書類について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下のとおりです。電子ファイルは、環境省ホームページからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成してください。応募書類様式に必要な事項を記入の上、下記宛先まで持参又は郵送により提出する。提出物は、宛名面に「里地里山等地域の自然シンボルを保全した自然共生型低炭素地域づくり事業に関する計画策定・FS調査」と朱書きすること。また、申請書類を郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によること。

○必要書類：

- ・申請書及び添付必要書類
- ・パンフレット等応募者の業務概要がわかる資料、定款又は寄付行為
- ・経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- ・その他参考資料

※地方公共団体は、申請書及び添付必要書類のみ

○提出先：環境省自然環境局自然環境計画課

○担当：島田、植竹、大原

(2) 応募書類の受付期間

平成26年6月23日（月）から平成26年7月11日（金）17時まで
受付期間以降に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募書類として受け付けない。

7. 応募にあたっての留意事項

(1) 本事業の契約形態等

本事業は、国からの委託事業となる（補助金ではない）。

①採択額は、1件あたり10,000千円程度（5,000千円程度を下限）を想定している。
また、採択件数は、予算の範囲内で10件程度を想定しているが、提案内容に応じ、採択額や採択件数は、変更が生じる場合がある。

②本事業の年数は単年度とし、事業期間は採択から平成27年2月末までとする。

(2) 採択された事業の応募者が受託者として、環境省と委託契約を締結し事業を実行し、委託事業の成果物として事業報告書（10部）を作成し、環境省に提出するものとする。

(3) 本事業で設置または購入した備品等（概ね5万円以上（税抜き））は環境省の資産となるので、リース可能なものは必ずリースにより対応するものとする。

なお、成果物の著作権は環境省に属することになるが、受託者は成果物の内容の全部、もしくはその一部を使用できるものとする。

(4) 本事業の委託費は原則として額の確定後に支払うこととする。

(5) 既助成事業の応募禁止

本事業が対象とする調査及び計画策定において、既に他府省の補助金等の助成を受けている（助成の決定を含む）事業については、本事業への応募はできない。また、応募者は、本事業への応募後、当該応募に係る事業について他府省の補助金等の助成が決定した場合は、直ちに引き下げの連絡をすること。

(6) この委託契約に関する事務の取扱については、他の法令に定めるもののほか、環境省委託契約事務取扱要領によるものとする。

8. 問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階

環境省自然環境局自然環境計画課 島田、植竹、大原

TEL 03-3581-3351（内線6493、6482、6496）

03-5521-8274（直通）

FAX 03-3591-3228

9. 事業の実施において計上できる経費

事業に計上できる経費の区分は下記のとおり。

経費の区分		内 容
人件費 ※地方公共団体は計上 しないでください		事業に直接従事した職員等の人件費（原則として、本給のほか、賞与、諸手当及び社会保険料事業主負担分を含む。住居手当等は対象外）。
業 務 費	旅 費	航空機、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する経費。事業を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席等を行うための旅費に限る。
	諸謝金	検討会等の委員や講師、専門家等の招聘、原稿執筆に支払う謝金。専門的な助言を得るためのアドバイザーについても可。
	賃 金	日々雇用する者に対する賃金支払いに要する費用。派遣会社から雇用する場合は、雑役務費で計上する。
	借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費等に要する経費。受託者の所有する設備の損料等は原則として対象とはなりません。
	印刷製本費	会議資料、文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費。
	通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費。
	会議費	会議等の飲料代等に要する経費。1回1人あたり300円を目安とする。 ※会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上してください。
	消耗品費	燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌等、使用するに従い消費され、長期間使用に適しない物品の購入に要する経費。
	備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費。 ※事業完了後は環境省の資産となるので、リース可能なものは必ずリースにより対応してください。リース料は「借料及び損料」に計上してください。
	雑役務費	保険料、手数料、広告料、翻訳料、速記料等、役務の対価として支払う経費。
外注費	本来受託者が行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に民間事業者等へ再委託する際に要する経費。（原則として直接経費に占める割合は5割未満とする） ※事業の実施に付帯する印刷、翻訳等の作業を専門業者に発注する場合は、外注費以外の経費区分（印刷製本費、雑役務費等）に計上してください。	
その他経費	その他事業を行うために必要な経費で上記の区分に該当しないもの。計上する場合は、環境省担当官と協議が必要。	
一般管理費 ※地方公共団体は計上 しないでください	下記のような、支出を対象。 例) 非常勤雇用者の雇用保険費・インク以外のプリンターの交換部品等消耗品費として計上不可能な事務費等 直接経費から、外注費を除いた額に10分の1.5を乗じて得た金額以下。	